

令和3年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年9月1日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年9月1日(水) 午前9時30分

4 応招議員

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 1番議員 | 増田 恭子 | 2番議員 | 清水 健一 |
| 3番議員 | 佐藤 明孝 | 4番議員 | 平川 勇 |
| 5番議員 | 川岸 和花子 | 6番議員 | 岡戸 章夫 |
| 7番議員 | 加藤 久幸 | 8番議員 | 中根 信一郎 |
| 9番議員 | 吉筋 恵治 | 10番議員 | 中根 幸男 |
| 11番議員 | 西田 彰 | 12番議員 | 亀澤 進 |

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|-------|
| 町長 | 太田 康雄 | 副町長 | 村松 弘 |
| 教育長 | 比奈地 敏彦 | 総務課長 | 村松 成弘 |
| 防災監 | 小澤 幸廣 | 企画財政課長 | 佐藤 嘉彦 |
| 税務課長 | 富田 正治 | 住民生活課長 | 鈴木 知寿 |

産業課長 長野 了 建設課長 中村 安宏
学校教育課長 塩澤 由記弥 監査委員 花嶋 勇

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

- 議案第56号 専決処分の報告承認を求めることについて
議案第57号 森町監査委員の選任について
議案第58号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第60号 森町教育委員会教育長の任命について
議案第61号 森町教育委員会委員の任命について
議案第62号 森町組織条例の一部を改正する条例について
議案第63号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第64号 森町こども応援基金条例について
議案第65号 森町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第66号 令和3年度森町一般会計補正予算（第6号）
議案第67号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和3年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第71号 令和3年度森町病院事業会計補正予算（第2号）
認定第1号 令和2年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和2年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和2年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

- について
- 認定第 4号 令和2年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和2年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和2年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和2年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和2年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 令和2年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 令和2年度森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

議長 (中根 幸男 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年9月森町議会定例会を開会します。

発言の際には、マスクを着用したまま発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。

なお、本日11番・12番議員席でマイクが故障をいたしておりますので、発言のある方は、席を移動して発言をお願いしたいと思います。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求める

ことにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、5番川岸和花子君及び6番岡戸章夫君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月22日までの22日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から令和2年度財政健全化判断比率等報告について、第29期株式会社アクティ森計算書類及び第30期事業目標について、以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第56号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第56号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度森町一般会計補正予算(第5号)の専決処分でございますが、本年7月1日から7月3日にかけて、停滞した梅雨前線の影響により発生した豪雨により、被災しました公共施設等の早期の復旧に着手するため、経費の計上に急を要したことから、令和3年7月9日に専決処分を行ったものであります。

お手元にお配りしました参考資料にありますように、7月1日から7月3日にかけての豪雨は、太田川ダム管理所観測点での数値で、雨量合計が553ミリメートル、時間最大雨量につきましては、太田川ダム管理所観測点での数値で、7月2日の19時から20時と、7月3日の6時から7時に33ミリメートルを観測しており、猛烈な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,265,581千円とするものであります。それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

事項別明細書7・8ページ、11款1項1目、農業用施設災害復旧費4,500千円につきましては、農道丸山線他2路線に係る倒木や崩土除去及び今後の梅雨前線に伴う豪雨災害に対応するための崩土除去等作業手数料と、問詰地内の横根頭首工の復旧に係る測量設計業務委託料でございます。

2目、林道災害復旧費6,000千円につきましては、林道明ヶ島線や施業道タチバナ線等の倒木や崩土除去など、3路線に係る崩土除去等作業手数料でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費7,000千円につきましては、町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等、道路23件、河川3件及び今後の梅雨前線に伴う豪雨災害に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。被災状況につきまして

は、参考資料をご覧ください。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、20款 1 項 1 目、繰越金17,500千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、専決処分にかかる令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 （ 西 田 彰 君 ） 一点お伺いします。8 ページの歳出において、農業用施設災害復旧事業、手数料と委託料、この委託料で測量設計業務委託料が出ております。この測量設計をした事業というのは今後工事がされると思うのですが、大体どのぐらいかかるのか。概算的に出ておるのでしょうか。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 長野産業課長。

産業課長 （ 長 野 了 君 ） 産業課長です。西田議員のご質問にお答えいたします。8 ページの農業用施設災害復旧事業委託料、測量設計業務委託料に係るご質問でございます。

ここにつきましては、お配りいたしました参考資料に横根頭首工ということで整理されておると思いますが、ここについては、まずこの頭首工が河川法以前に出来た頭首工でございます。河川の占用等の手続きがありません。そういったところも他にもあるのですが、その頭首工を工事する際には、その際に占用の許可を得るという整理になっておりまして、そのための測量設計の業務委託料でございます。

その後どのくらいの事業費がかかるかということでございますが、占用の測量設計の結果によりますので、どのくらいということを確認には申し上げることはできませんが、業者とのやり方がまだ

決定していませんので、具体的にどこまで何をどうするかというのは決まっておられません。その中で、例えば現状復旧の形ということならば、大体现時点で、当然まだ水があつたり、叩きの部分がどこまで駄目になっているかというのもまだ確認できない状況でございますので、本当に確実なことは申し上げられませんが、業者のあくまで見積もりですけども、ただ単に復旧するとすると500万ぐらいという話はいただいておりますが、今申し上げましたように不確定要素がありますので、現在いくらということを明確に申し上げることはできない状況です。以上です。

議 長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) この頭首工に関しては問詰から入っているのですけども、睦実へもいっていると聞いていて、あの長雨の前にちょっと渇水の時があつて、水が来ないということで、何とかしてほしいという話もちよつとあつたわけですけども。これはちよつと私のあれですかね。睦実の方へはまわっていないということですか。

議 長 (中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長 (長野了君) ここの頭首工については問詰地区のものでございまして、ここから取った水については、その下、十兵衛の手前のところまではいっておりますが、睦実地区まではいっていません。睦実地区については、森川橋の少し上のところから町営グラウンドのローラースケートの辺りから取っておりますので、そこについては毎年やっぱり土砂が溜まってきていますので、その土砂を少し避けることによって、睦実地区には水がいくようになっていると思います。以上です。

議 長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(中根幸男 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第56号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第56号は、原案のとおり承認されました。
日程第5、議案第57号「森町監査委員の選任について」を議題と
します。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)
(中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第57号「森町
監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。
町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項
の規定に基づき、2人と定められております。また、選任につきま
しては、同法第196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財
務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有
する者、いわゆる有識者の監査委員1人及び議員の内から1人を議
会の同意を得て選任することになっております。
本案は、現在識見を有する監査委員としてお努めいただいております花嶋勇氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となり退任す
ることに伴い、新たに後任の監査委員として、朝比奈篤氏を選任い
たしたく議会の同意をお願いするものであります。
花嶋氏につきましては、平成21年10月1日就任以来12年間にわたり、豊富な知識と経験を生かされ、公正かつ的確な職務の遂行にご
尽力をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。
後任の朝比奈氏は、経歴書のとおり森町谷中614番地の2に住所

を有し、長年にわたり農業協同組合に勤務され、豊富な知識と経験を有し、加えて人格、見識ともに申し分ない方で、的確な職務の遂行が期待され、監査委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員 (吉筋恵治君) 9番、吉筋です。一、二点お尋ねをいたします。

私も、現代表監査の花嶋勇氏と一緒に仕事をさせていただいたことがございます。大変厳格な仕事ぶり、それから、時折小さな数字、また大きな数字も含めて誤りを見つけ出す。表現がちょっとどうかと思いますが、数字の臭いを嗅ぎ分けるといような大変優れた姿勢で、関心をさせられた面がたびたびございます。

監査委員というのは、公金の最終チェックをするということにおいて、大変重要な職務であると認識をしております。そういうことで、この監査にあたる今回変わるということですが、農業委員であれば産業課の所管、教育委員であれば教育委員会が所管する。この監査委員は正式には総務課ということで私は認識しておりますが、人選に当たっても総務課が当たり町長が任命をするという形で良いのか、一つ確認にお伺いをいたします。

それと、今回のこの決算監査でもそうですが、例月監査でも大変膨大な資料があります。私どももそうでしたけれども、ほとんど休憩も取らずにやるということで、職務が、現状で2名ということで、十二分に足りているかどうか。先ほど町長のご説明で、2人となっている。ただ、平成18年の地方自治法改正で、2名であるけれども全国から寄せられた意見で、その実情に合わせて人数は自治体が決

定できるという補足もされております。足りているのならば良いと思いますが、その辺について認識をお伺いします。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の吉筋議員のご質問にお答えをいたします。この監査委員の関係につきましては、総務課が担当課というようなところのご質問かと思っております。この監査委員につきましては、監査委員事務局が議会事務局というようにもございまして、人選にあたりましては議会事務局、それから総務課で人選をさせていただきました。

また、人数は足りているかというようなことでもございます。年間の監査委員の時間として、大体30日程度というようなところで森町の監査委員を務めていただいております。町村によっては、中には年間50日であるとかというようなところもありますので、今のところは2名で足りているのかなど。もし増やすようであれば、時間、日数をかけていただいて、監査していただくというのも一つの方法ではないかと思っております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第57号は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第58号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任

について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第58号「森町
固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申
し上げます。

現在、森町固定資産評価審査委員会委員であります安西功氏が本年9月16日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、平成27年6月12日から委員を務めていただいております、現在3期目であります。経歴書に記載のとおり、長年にわたり森町役場に勤務され、行政経験と知識が豊富であり、誠実で真面目な人柄でありますので、委員には適任と考えております。任期は、令和3年9月17日から令和6年9月16日までの3年間です。

なお、当委員会の委員は、森町税条例により3名と定められており、安西氏のほか、司法書士の杉浦茂氏と、6月議会でご同意をいただきました西谷ひろみ氏の男性2名、女性1名で構成され、幅広い見地から公正な審議が図られていると考えます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (中 根 幸 男 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中 根 幸 男 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(中根幸男 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第58号を採決します。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議 長 (中根幸男 君) 起立全員です。
したがって、議案第58号は、同意することに決定しました。
日程第7、議案第59号「人権擁護委員候補者の推薦について」を
議題とします。
本案については、佐藤明孝君の一身上に関する事件であると認め
られますので、同君の退場を求めます。
(退 場)

議 長 (中根幸男 君) 職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第59号「人権
擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。
本案は現在、人権擁護委員として活動されている佐藤明孝氏が令
和3年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権
擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の
規定に基づき議会の意見を求めるものであります。
今回提案いたしました佐藤明孝氏は、現在1期目で、平成31年1
月1日から人権擁護委員として、中立的立場に立って人権相談や啓
蒙活動を積極的に行っていただいております。氏の経歴は添付の経
歴書のとおりで、長年にわたり静岡県警察に勤務され、住民の安全
と安心を守るためご尽力されました。
佐藤氏は、明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、
委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであ
ります。

なお、任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 佐藤氏に関しては、これに異議をするものではございませんが、一つお聞きします。ここに法務省の人権擁護委員制度の概要というものがあまして、その中には、この推薦にあたっては人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に関わる者等及び弁護士会、その他婦人労働者、青年等の団体であって、とあります。議員という立場で、過去に森町でも人権擁護委員になった方がおられるのか。

また、この文章でいくと、議員というものが政治的なこととかいろいろなことで、本当に中立性とか、そういうところにちょっと引っかかるのではないとか、そういったものがあると思うのですが、担当課でも十分熟慮して提案していると思いますので、間違いないと思いますが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議員でもいいのかどうかというのと、それと、この制度の概要の中では議員というものがいないので、ないからいいんじゃないかというのと、ないからだめじゃないかとか、そのように捉える場合もあると思うのですが、どうかなと。

議長 (中根幸男君) 鈴木住民生活課長。

住民生活課長 (鈴木知寿君) 住民生活課長です。ただ今の西田議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、人権擁護委員につきましては、この法律の中で、委員の性格につきましては国家公務員法は適用されないということで、法務大臣が委嘱する民間のボランティアというような位置づけであります。無報酬でやっただいていてというところが一つあります。

従いまして、公職選挙法の中で89条等に規定されている公務員の立候補制限、そういったところに該当することはなくて、兼任することにつきましては問題ないというような解釈であります。こちらにつきましては、静岡地方法務局袋井支局にも確認をして、問題ないという回答をいただいております。

また、全国的に見ても議員さんが人権擁護委員に就任しているという事例もございますので、そちらにつきましても報告させていただきます。

それから、過去におけるなられた方というところでございますけれども、少し調べた中では議員さんでやっていらっしゃる方というのは、過去においてはいらっしゃらないというような形で調べております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり推薦に同意することに決定しました。

佐藤明孝君の入場を許します。

(入 場)

議長 (中根 幸男 君) 日程第8、議案第60号「森町教育委員会教

育長の任命について」を議題とします。

本案については、比奈地敏彦君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

(退 場)

議 長 (中 根 幸 男 君) 職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第60号「森町教育委員会教育長の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、森町教育委員会教育長であります比奈地敏彦氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き教育委員会教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

比奈地氏は、平成26年4月1日から教育長として就任以来7年6か月務められ、永年の教職員としての実績に裏付けられた豊かな見識と確固たる教育理念に基づき、子ども一人一人のニーズに応じた教育の充実や、発達支援を必要とする子どもたちへの支援体制の強化を図るなど、本町の教育行政の充実、発展にご尽力をいただいております。また、子どもたちによりよい教育環境を提供するため、学校の再編に取り組んでいただきました。今後も、引き続き教育長としてより良い学校づくりに取り組んでいただけるものと期待しております。

以上のことから、比奈地氏は森町教育委員会教育長として適任であり、今後も森町の教育行政にご尽力をいただきたい方でございますので、再任をお願いすべく、提案するものであります。

なお、任期は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお

願ひ申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。

比奈地現教育委員長の再任ということで、私もこれについては異論はないところでございます。そこで、この後仮に採決して教育長が任命された場合、教育長から所信表明といたしますか、少し私は求めたいのですが、そのようなことは可能でありますでしょうか。

議長 (中根幸男君) 私としては、教育の最高責任者である教育長に、考えの一端を挨拶を兼ねて申し上げていただきたいと、このように思っております。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 求めた理由を先に話させていただければよかったですけども、ここのところ報道等でありましたように、北海道の旭川市でいじめにあつて中学2年の女子生徒さんが自殺されたという件がありました。過去においても、このようないじめによる自殺された方とか、そういったことが全国で起きているわけです。あくまでも報道の範疇ですけれども、ここの学校では、教頭先生が加害者10人の将来と被害者1人の将来とどちらが大切かというような表現をされていますし、また、そのいじめの被害者のご家族からも何度も相談があつてもなかなか対応が悪かつたということで、この件については、私も非常に不信感というよりも、憤りを感じているところであります。

森町でも、森町いじめ防止等対策推進条例ができて、いろいろないじめ対策に取り組んでいただいていると思うのですが、このような事案が森町でもないように、これはもう本当に教育長に強くお願いしたいところでありまして、そういったところで、もし再任されましたら、いじめに対しての取組についての決意をお伺いしたい。そういった意味で、今、質問させていただきました。そう

いったことが、教育長から決意としてお聞かせ願えればありがたいと思っております。

議長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) ただ今岡戸議員から、教育長が再任されたら所信表明をお願いしたいというご意見があり、議長からそれを許可するというご判断でありますので、そのようにしていただければと思いますが、この議会の中で所信表明を求めるということについては事前に伺っておりませんし、岡戸議員がその所信表明を求められた理由として、いじめに対する森町の考え方等を質問したいということがございますが、それならば一般質問等で質問の場はありますので、そういう機会を捉えていただけて活用していただければと思います。

突然指名された所信表明で、当然教育長が新たに任命されて、その思いは語ることはできると思いますが、質問にお答えするという形では少し違うのかなと、この場は質問の場ではないと思いますので、その点は別の機会を活用していただければと思います。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) 森町にとっては、小中学校の統合という本当に大きな事業が町長、教育長の中で行われていました。私は、この経過の中で、教育長が住民や保護者に寄り添うというところが少し足りなかったのではないかと考えています。町長は、その点どのようにお考えでしょうか。私はそう思っています。

教育長が一体の推進をしていく立場でありましたから、それについて町長の統合に対する、これは間違いなかったとか、そういったことをちょっと聞きたいと。

議長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) ただ今の西田議員からのご質問は、比奈地教育長のこれまでの実績について、町長はどう評価するかということかと思っておりますので、そのように捉えてお答えをさせていただきます。

す。

提案理由でも申し上げましたように、学校の再編に熱心に取り組んでいただきました。これは、町長と教育長が進めたことではなくて、教育委員会で検討を進め、そして、総合教育会議で町長もその方針を認めて、進めてきたものであります。

そして、多くの課題、また、ご意見等がございましたけれども、それらのご意見を全て反映するということが難しいことでもございましたので、概ねご理解をいただいて、この統合がなされたと考えておりますので、教育長の学校の再編についての業績については、私も評価をしているところであります。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか

(「異議なし」と言う者多数)
議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)
議長 (中根 幸男 君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は、同意することに決定しました。

比奈地敏彦君の入場を許します。

(入 場)
議長 (中根 幸男 君) ただ今同意されました、教育長比奈地敏彦君が議場におられます。

教育長、比奈地敏彦君。

発言を求めます。

教育長 (比奈地敏彦 君) ただ今皆さんからご承認いただきました、

比奈地でございます。また頑張らさせていただきたいと思えます。
改めて話す機会をいただきましたので、当たり前のことしか話せませんけども、お願いします。

こういう立場で言いますと、やはり自分は自分らしくという部分をいつも大事にしているわけですが、子どもたちや町民のため、また、職員のため云々というところは別としまして、やっぱり教育に携わってきた者でございますので、現場感覚というものをまず大事にしながら、現場でのトラブル、問題等についての対応を最優先しながら乗り越えていけたらと思っています。

ご承知のとおり、コロナ禍ということもあって、新聞紙上毎日のように、叩かれるというのじゃなくて情報的にいろんなところで言われて、お電話もいただいております。そういう中でございますけども、現場では事務局をはじめ、学校の教職員、本当にまな板の上になって最前線で頑張っていますので、そういう部分を大事にしながら、子どもの命を守りながら、そして、学習を保障しながら頑張っていくという姿勢については、このまま頑張っていけたらと、そのように思えます。

また、国等の教育改革の動きが、すごく早いんです。いろんな改革が求められていて、これはコロナ禍だからこそ言えることもあるし、令和の30年、10年後を見越して、いろんなことがどうなるかとかというような動きでも、いろんな動きが加速化しています。ですので、それに乗り遅れないと同時に、やっぱり森町の実態に合った、森町の行政に合った教育改革、そういうところにきちっと目を配りながら、じっくり構えながら進めていけたらと思えます。

別席でお話を聞かせていただきましたけども、いじめ云々というのは誰もが思うところでございますし、8月25日にいじめのサミット等も開かせていただきました。あそこの報道に出る教職員の考え方等々については、私もいかがなものかと同時に、あんな質問をする教職員がいるということは、自分の立場から言ったら恥ずかしいという部分は感じております。

ご承知のとおり、法律でいじめの定義がなされております。ですが、その法律のいじめの定義も、少しずつ変わりつつあります。そうすると、まだまだいろんな考え方が出てくるとは思うのですが、今のところは本人がそういういじめの体質、精神的な負担を感じたら、どんな小さいことでもいじめという部分で捉えられますので、そういう部分では、学校に対しては小事を大事と思えと言うんですかね。小さいことだから、サッサッといい加減に片付けるんじゃないというようなことについての徹底は、日々行わせていただいております。

また、私としての立場は、町の行政と連携というのが、もう一個あります。ですので、やはり町当局の連携を図りながら、町と教育委員会がどうあるべきかというそういう部分についても、常にアンテナを高くしながら、例えば情報交換で町長とは日々連絡を取り合っておるところでございます。町民又は子どもたちにとって、森町にとって、住みよいまちづくりと同時に、森町が大好きな子どもを作るためにも、これからも頑張っていけたらと、そのように思います。

議長 (中根幸男君) 次に、日程第9、議案第61号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第61号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の村松加代子氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となり退任することに伴い、新たに後任の教育委員として佐藤佐和子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

村松氏につきましては、平成25年10月1日に就任されて以来8年間、森町の教育の振興にご尽力いただきましたことに対し、心からお礼申し上げる次第であります。

今回、村松氏の後任としてお願いする佐藤氏は、経歴書のとおり、森町飯田3469番地の16に住所を有し、人柄が良く、幅広い知識と公平な判断力を持っておられる方であります。

また、幼稚園教諭、保育士の免許をお持ちで、保育園の勤務経験もあり、3人のお子様の保護者として学校活動に関わり、現在、飯田小学校のPTA副会長及び同校の学校運営協議会委員として献身的にご活動をいただいております。女性の視点からの教育行政に対する積極的な関与も期待され、より一層町の教育の振興に貢献していただけるものと確信しております。

なお、任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根幸男君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (中根幸男君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前10時33分 ~ 午前10時45分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第62号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第62号「森町組織条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、課の設置について定めたものであります。

本案は、全ての子どもとその家庭へ切れ目のない支援を実現する「森町子ども家庭総合支援拠点」を整備するとともに、併せて幼稚園、保育園にかかる就学前児童の窓口を一本化し、子育てサービスの向上を図るため、組織の見直しを行うものでございます。

改正の内容であります。町長部局の現行10課を11課に改めるものでございまして、具体的に申し上げますと、現在の保健福祉課の業務を見直し、福祉課及び健康こども課に再編するものでございます。

また、組織の再編に伴い、福祉課及び健康こども課の事務分掌について所要の改正を行い、条例の施行日につきましては、令和4年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第11、議案第63号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

- (職 員 朗 読)
- 議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。
- 町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第63号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
- 本案は、「森町組織条例の一部を改正する条例」により、現在の保健福祉課が福祉課及び健康こども課に再編されることに伴い、教育機関職員である幼稚園教諭が教育委員会部局から町長部局に所管替えとなることと、今後の行政需要等を考慮し、定数の見直しを行うものでございます。
- 改正の内容であります、第2条第2号に規定する町長の事務部局の職員114人を142人とし、第2条第6号に規定する教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員60人を30人に改正するものであります。併せて、幼稚園教諭の立場を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。
- なお、条例の施行日につきましては、「森町組織条例」の改正とあわせ、令和4年4月1日とするものであります。
- 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 (中 根 幸 男 君) 日程第12、議案第64号「森町こども応援基金条例について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職 員 朗 読)
- 議 長 (中 根 幸 男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。
- 町 長 (太 田 康 雄 君) ただ今上程されました、議案第64号「森町こども応援基金条例について」提案理由の説明を申し上げます。
- 本案は、浜松市在住の森町出身の方から「森町の困窮する子どものために活用して欲しい。」との寄附の申し出をいただきましたの

で、寄附金の有効活用を図るため、森町こども応援基金を設置する
ものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほ
どお願い申し上げます。

議 長

(中根幸男 君) 日程第13、議案第65号「森町訪問看護ステ
ーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい
て」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第65号「森町
訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、別表に定める基本利用料のうち、利用料の額に関する規
定を改正するものでございます。

改正点は、2点ございまして、1点目は、「健康保険法第88条第
1項の訪問看護を受けようとする者」の利用料の額について、引用
法令の項誤りの判明により、改めるものでございます。

2点目は、「介護保険法第8条第4項の訪問看護を受けようとする
者」及び「介護保険法第8条の2第3項の介護予防訪問看護を受け
ようとする者」の利用料の額について、介護保険法の改正に伴い、
65歳以上の第1号被保険者の所得金額により、介護保険サービス費
用に対する利用者の負担割合に平成27年8月1日から2割負担が追
加され、さらに、平成30年8月1日から3割負担が追加されました
が、本条例に介護保険法の改正が反映されていないことが判明した
ため、介護保険法の改正内容に合わせ、訪問看護及び介護予防訪問
看護の利用料の額の規定を改めるものでございます。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお

議 長 お願い申し上げます。

(中根幸男君) 日程第14、議案第66号「令和3年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第66号「令和3年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ371,412千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,636,993千円とするものであります。

また、8ページ、第2表債務負担行為補正につきましては、遠州の小京都リノベーション推進計画策定業務委託料について、設定するものでございます。森地区を中心に点在する古民家や蔵等につきましては、遠州の小京都としての重要な資源であると考え、これまで、その利活用について検討を進めてまいりました。今回その利活用の方針としてリノベーションの考え方を取り入れ、森地区中心部の課題と整備方針を示すことにより、遠州の小京都としての価値を高め持続的なまちづくりに取り組むため、計画策定を行うものでございます。委託契約期間は約1年間を想定し、早期に取り組むべく、債務負担行為に追加するものでございます。

次に、9ページ、第3表地方債補正につきましては、町単独道路改良事業のうち、町道栄泉寺線法面对策事業について、国の緊急自然災害防止対策事業にお認めいただきましたので、測量設計業務委託料の財源として、「緊急自然災害防止対策事業」を追加するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、1款1項1目、議会費452千円につきましては、議場傍聴者用の椅子25脚等を購入するための消耗品費でございます。

2款1項5目、財産管理費151,000千円につきましては、令和2年度の決算状況から、今後の公債費負担増や、将来の公共施設等の更新及び修繕費の財源として、減債基金に50,000千円、公共施設等総合管理基金に100,000千円を積み立てるものと、民生費寄附金で受け入れます1,000千円を、こども応援基金に積み立てるものでございます。

5項6目、参議院議員補欠選挙費7,649千円につきましては、10月7日告示、10月24日投開票として行われる参議院議員静岡選挙区補欠選挙を執行するために必要な経費を計上するものでございます。

11・12ページ、3款1項1目、社会福祉総務費24,517千円のうち、地域広場整備事業費補助金337千円につきましては、中飯田町内会が行う遊具整備に対する補助金でございます。また、仮称健康こども課新設準備経費24,180千円につきましては、就学前児童の窓口を一本化し、森町子ども家庭総合支援拠点として整備するための準備経費として、修繕費やネットワーク及び電話設備整備委託料、諸備品購入費等を計上するものでございます。

13・14ページ、2項2目、児童措置費818千円につきましては、低所得世帯等の児童が保育所や幼稚園等で負担する給食費に対して助成する給食費等助成金でございまして、こども応援基金を財源として行う事業でございます。

4款1項2目、予防費19,504千円のうち、6,842千円につきましては、健診結果等の電子化した情報が転出入後に引き継がれることで、健診等の受診状況の把握や効率的なサポートに活用ができるよう、マイナンバーによる情報連携やマイナポータルでの提供を行うため、成人保健情報連携システムを改修するものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,162千円につ

きましては、スムーズな接種体制の確保に必要な従事職員を確保するための時間外手当を追加するものと、集団接種会場として使用している旧泉陽中学校の電気料でございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業9,500千円につきましては、国が、希望する全ての年齢層において11月末までに2回のワクチン接種を終えることができるよう、ワクチン接種を行う医師・看護師等を確保するため、ワクチン接種費用の1人当たり単価について見直し、時間外や休日加算を設けたことにより、接種費用が大幅に増加する見込みとなりましたので補正するものでございまして、11月末までの接種計画により、不足が見込まれる町内外の医療機関への新型コロナウイルスワクチン接種委託料と公立森町病院への新型コロナウイルスワクチン接種負担金でございます。

15・16ページ、5目、診療所費100,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

7款1項3目、観光費8,756千円につきましては、城下地区にございます旧藤江勝太郎邸を保存、利活用するための古民家敷地等購入費や、これに伴う補償費等でございます。藤江勝太郎氏は日本の烏龍茶の祖とも言えるべき歴史的偉人であり、この度このような森町の茶業の発展に貢献された人物の生まれ育った生家が取り壊されることが分かり、町の魅力や資源の喪失を防ぐため、町が公有財産として取得し、遠州の小京都のまちづくりを推進するものでございます。

8款2項2目、道路維持費20,500千円につきましては、緊急性を要する道路の維持管理及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

17・18ページ、3目、道路新設改良費12,800千円につきましては、三倉地内、町道栄泉寺線法面対策に伴う測量設計業務委託料7,300千円と、無指定工事費5,500千円でございます。

3項2目、河川維持改修費4,500千円のうち、河川維持管理費2,0

00千円につきましては、堆積土砂により河川の通水能力の低下が顕著となっている排水路等の浚渫作業等手数料をお願いするものでございます。町単独河川改修事業2,500千円につきましては、近年多発している局地的豪雨等による被災が危惧されるため、浚渫工事や改修工事を行うもので、無指定分2,500千円分をお願いするものでございます。

5項1目、住宅管理費14,000千円につきましては、木造住宅耐震改修事業の申請件数が多く、今後予定される申請に対応するため、高齢者等世帯10件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

19・20ページ、10款1項2目、事務局費2,618千円につきましては、英語教育推進事業について、新型コロナウイルス感染拡大に伴いJETプログラムの外国青年が来日できないため、ALTを業者委託し、対応するものでございます。

11款2項1目、公共土木施設災害復旧費4,000千円につきましては、本格的な台風シーズンに備え災害復旧費を確保するもので、崩土除去等作業手数料を追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金9,500千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金でございます。

2項3目、衛生費国庫補助金4,346千円につきましては、成人保健情報連携システム改修事業委託料に対する国の補助金でございます。

4目、土木費国庫補助金5,000千円につきましては、木造住宅耐震改修事業に対する国の補助金でございます。

3項1目、総務費委託金7,649千円につきましては、参議院議員補欠選挙執行経費に対する国の交付金でございます。

16款2項5目、土木費県補助金4,000千円につきましては、木造住宅耐震改修事業に対する県補助金でございます。

18款1項4目、民生費寄附金1,000千円につきましては、浜松市の篤志家から、子どもの貧困対策に活用してほしいといただきました寄附金で、低所得世帯等児童の給食費等助成金の財源として活用させていただくものでございまして、寄附金は一度こども応援基金へ積立て、事業に応じて繰入れを行うものでございます。

19款2項12目、こども応援基金繰入金818千円につきましては、低所得世帯等児童の給食費等助成金の財源として繰入れ、活用させていただくものでございます。

7・8ページ、20款1項1目、繰越金330,917千円につきましては、基金への積立金、公立森町病院繰出金の財源及び財源調整としての計上であります。なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の11月末までの対応分に対する国庫補助金については計上しておりませんが、内示の状況を見て対応してまいります。

22款1項4目、土木債7,200千円につきましては、町単独道路改良事業の財源として、緊急自然災害防止対策事業債を計上するものでございます。

以上が、令和3年度森町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 （中根幸男君） 日程第15、議案第67号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （中根幸男君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君） ただ今上程されました、議案第67号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,557千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,093,319千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金2,557千円は、令和2年度の実績に基づき、第三者行為等に係る精算による、保険給付費等交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、前年度繰越金2,557千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 日程第16、議案第68号「令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただ今上程されました、議案第68号「令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ226,316千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項1目、保険料等還付金209千円は、過年度分に還付事由が生じた場合に被保険者に還付するものでございまして、当初予算の試算よりも多くなる見込みであることから、追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、5款2項1目、保険料等還付金209千円は、町が被保険者に還付した保険料等還付金を広域連合が補填するもので、

財源として計上するものでございます。

以上が、令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（中根幸男君）日程第17、議案第69号「令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（中根幸男君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただ今上程されました、議案第69号「令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,550千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,300,323千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款3項1目、包括的支援事業費1,550千円につきましては、職員の産前産後休業等の取得に伴い、10月1日から会計年度任用職員を1名配置することから、必要となる報酬等を計上するものでございます。

5款1項1目、保険給付支払準備基金積立金100,000千円につきましては、令和2年度の介護保険特別会計の決算上の剰余金の一部を保険給付支払準備基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項3目、地域支援事業交付金595千円、5款3項2目、地域支援事業費交付金297千円、7款1項3目、地域支援事業繰入金298千円につきましては、包括的支援事業費に対する国、県、町の負担分でございます。

8款1項1目、繰越金100,360千円につきましては、令和2年度

の繰越金の一部を保険給付支払準備基金に積み立てるものと、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和3年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 日程第18、議案第70号「令和3年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただ今上程されました、議案第70号「令和3年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当初予算第4条で定めた「資本的収入及び支出の予定額」におきまして、資本的支出の建設改良費に4,500千円を追加し、補正後の資本的支出予定額を267,453千円とするものでございます。

また、資本的収入の工事負担金について4,635千円を追加し、補正後の資本的収入予定額を170,652千円とするものであります。それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。

「資本的収入及び支出の明細」、支出の建設改良費でございますが、静岡県袋井土木事務所が、中川地内で実施しております二級河川小藪川改修事業に伴う町道橋118号橋の架替工事におきまして、橋梁工事の工程に併せて、水道管の移設等が必要となったものでございます。移設等に伴う工事範囲や経費の負担等につきましては、本年6月24日に静岡県袋井土木事務所と基本協定を締結いたしました。基本協定の工程表によれば、令和4年度には、橋梁架替工事に先立つ水道管の移設等の工事を実施し、令和5年度から橋梁本体工事に着手していく工程となっておりますので、本年度につきましては、水道管の移設等に係る詳細設計の早急な実施が必要でござい

す。

このため、二級河川小藪川河川改修事業に伴う配水管布設替工事測量設計業務委託として、建設改良費に4,500千円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、基本協定に基づき、全額静岡県の負担によりまして賄うものでございまして、上段の収入、工事負担金で、事務費を含む4,635千円を受け入れるものでございます。

以上申し上げまして、令和3年度森町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 日程第19、議案第71号「令和3年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 中 根 幸 男 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただ今上程されました、議案第71号「令和3年度森町病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益166,927千円に100,000千円を追加し、266,927千円とし、病院事業収益の予定額を2,813,258千円とするものであります。

この医業外収益100,000千円の増額につきましては、9月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計からの他会計負担金として追加するものであります。

また、支出につきましては、第1款病院事業費用第2項医業外費用96,470千円に4,135千円を追加し、100,605千円とし、病院事業費用の予定額を3,146,385千円とするものであります。

この医業外費用の増額につきましては、令和2年度「資本的支出」

の建設改良費として購入した固定資産に係る消費税額のうち、会計処理により生じた控除対象外消費税額20,672千円を5年間で均等償却するものでありまして、1年目として、その額の5分の1にあたる4,135千円を計上するものであります。

第3条につきましては、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を100,000千円減額し、650,000千円とし、第4条では、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、490,000千円とするものであります。

以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時25分～午前11時28分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、認定第1号「令和2年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第27、認定第8号「令和2年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今一括して上程されました、認定第1号から第8号までの「各会計決算について」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大による全国一斉の学校休業の中、新年度をスタートしました。

4月16日には全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受け、一年を通じ、感染症対策を進めるとともに取り組みました「新たな生活様式」は、我々の生活に大きな変革をもたらし、テレワークやオンライン、リモートによる働き方の変化と、東京から地方への人

の流れが生まれるなど、社会全体が大きく変わろうとする一年となりました。

この様な中、当町の令和2年度は、町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」の本格的始動4年目の年でありました。

この計画は、行政だけでなく、町民と行政とが一体となってまちづくりを進めていくための共通の指針であり、人口減少を克服し、活力ある町を今後も維持するため、「人の輪」（外部との交流）、「対話」（信頼の構築）、「調和」（人と自然）の3つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現を目指すこととしております。

加えて、私の町長2期目の任期の初年度となることから、掲げましたマニフェストの実現に向け全力で取り組むとともに、議員の皆さま方のご理解をいただきながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応して、その都度必要な取組を実施できましたこと、厚く御礼申し上げます。

はじめに、私が2期目に掲げましたマニフェストに沿って、主要な取組を申し上げさせていただきます。

「1. 助け合いふれあう健やかなまちづくり」としましては、子育て支援のさらなる充実として、新たに保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行なう保育コンシェルジュを配置、袋井市と共同で病児・病後児保育事業を開始、森第二公園の複合遊具を更新し、子ども・子育て支援策の推進を図りました。また、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝い金、認可外保育施設利用料助成等の継続事業に取り組み、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。また、若年がん患者等への支援として、生殖機能温存治療、医療用補整具購入、居宅サービスや福祉用具購入を助成する若年がん患者等支援事業。また、健やかなまちづくりのため、高齢者保健福祉計画、

介護保険事業計画を更新、策定し、国民健康保険特別会計や、介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療制度への負担金、一部事務組合で行っております消防やごみ処理、養護老人ホーム運営等の分担金、さらに、森町病院への繰り出しを行っております。

「２．安全で住みよいまちづくり」としましては、三倉・天方地区光回線未整備地区の対策として高度無線環境整備推進事業により光回線網を整備し、また、都市計画道路新田赤松線の整備促進に着手。公共交通の利便性向上のため、天竜浜名湖鉄道遠江一宮駅駐輪場の更新整備。また、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対して、引き続き交通利用券の購入費助成を行い、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動支援にも努めてまいりました。防災資機材の充実、更新では、福祉避難所等資機材整備、消防団へ配備している消防車輛の更新。また、ため池の防災対策を目的に農業用ため池の耐震性点検調査、河川の防災対策として浚渫の実施、生活環境の整備として、良質な飲料水の確保、下水道整備の推進や、町道等の基盤整備を進めてまいりました。

「３．人の交流で賑わうまちづくり」としましては、遠州の小京都まちづくり事業の推進では、産学官連携により遠州の小京都をPRするオリジナルデザイン紙袋の製作、古民家利活用の検討として、古民家利活用可能性調査の実施、アクティ森の集客対策としてテニスコートの全面改修を行いました。

「４．活気に満ちた活力あるまちづくり」としましては、ふるさと納税事業の推進では、返礼品のラインナップに電動アシスト付き自転車ヤマハPASを加えるなど積極的な事業推進を図り、多くの寄附をいただくことができました。移住・定住のさらなる促進では、新たに空き家家財道具等処分費用への支援を設けるとともに、引き続き移住コーディネーターを配置し、住宅支援や空き家・空き地等の相談窓口の一本化を図り、交流人口と関係人口の拡大に取り組んでまいりました。農業関係では、農地基盤整備に係る農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水整備等を実施する県営事業

等の負担金。商工業関係では、企業誘致対策に係る産業立地事業費補助金、また、基盤整備事業として太田川圃場南4号線築造事業の推進を図りました。

「5. 自然を守り歴史に学ぶまちづくり」としましては、学校再編の円滑な実施では、学校統合に伴う複式学級未履修対策として非常勤講師を配置し、通学用バスの延伸と新路線開設、小学校交流事業のためのバス借り上げ料を措置、小中学校での情報教育・英語教育の推進では、令和元年度から2年間に渡る小中学校ネットワーク設備の整備を完了し、さらに、小中学校情報機器整備事業として1人1台端末を整備。継続事業として外国青年を招き、外国語教育を通して今後の国際社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育を推進しました。また、不登校等教育支援センターや、通級指導教室の開設、森中学校体育館と町営グラウンドのLED照明の更新整備を行いました。また、森町の茶業史の編纂・刊行については、本格的な編纂に取り組みました。森林環境譲与税を活用した森林の保全につきましては、引き続き森林所有者への意向調査や林道路面整備に取り組みました。

また、新たな事業としましては、公共施設の老朽化に対応するための長寿命化対策として、公共施設等適正管理推進事業債を活用した保健福祉センター、文化会館の長寿命化設備改修及び町道舗装改修の実施。また、継続事業として防犯灯設置への補助、合併処理浄化槽への補助や協働まちづくり推進事業、レールフレンドシップ事業等、各種事業に取り組んでまいりました。

また、財源確保につきましては、第4次森町行財政改革大綱、第3次森町行財政改革プランを行財政改革の心構えとし、取り組んでまいりました。

緊急対応を要した新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、特別定額給付金事業、感染拡大防止対策や、事業継続への支援対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済活性化への対応、高齢者等PCR検査助成、ワクチン接種体制確保などの各事業を、新

型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や個別補助金、県支出金などを活用し実施してまいりました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め、予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、厚く御礼申し上げます。

それでは、最初に認定第1号「令和2年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明をさせていただきます。

なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。最初に1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額11,693,787千円、歳出総額10,718,875円となり、前年度と比較しますと、歳入では2,771,635千円増加し、プラス31.1パーセント、歳出では2,496,718千円増加し、プラス30.4パーセントとなりました。

なお、資料にはありませんが、歳入予算に対する歳入決算の比率は101.6パーセント、歳出予算に対する執行率は93.1パーセントとなっております。これは、農林水産業費の産地生産基盤パワーアップ事業、土木費の防災・安全交付金（通学路安全対策）事業等について、予算総額で232,571千円を令和3年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、令和3年度へ繰り越しました事業を除いた歳出予算に対する執行率は、95.1パーセントとなります。

次に3ページをご覧ください。

歳入から歳出を差し引いた形式収支（C欄）は、974,912千円で、前年度に比べ274,916千円増加し、プラス39.3パーセントとなりました。

次に、実質収支（E欄）は、農林水産業費の産地生産基盤パワーアップ事業、土木費の防災・安全交付金（通学路安全対策）事業等について、一部令和3年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源（D欄）20,609千円を差し引いて、954,303千円となり

ます。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支（F欄）は、257,933千円の黒字となっています。

令和3年度への繰越金（L欄）は、今後の財政需要を考慮し、100,000千円の決算積立（K欄）を行い、854,303千円を繰り越すものがあります。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。1ページにお戻りください。

1款町税は、2,554,139千円で、前年度に比べ25,936千円減少し、マイナス1.0パーセントとなりました。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による法人税の減少等による町民税の減少によるものであります。

2款地方譲与税は、134,933千円となり、前年度に比べ9,108千円増加し、プラス7.2パーセントとなっております。

6款法人事業税交付金は、17,953千円で、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されたことにより、令和2年度から交付されることとなった新規の交付金でございますので、前年度に比べ皆増となっております。

7款地方消費税交付金は、415,132千円で前年度に比べプラス22.0パーセント、8款ゴルフ場利用税交付金は、68,604千円で前年度に比べマイナス3.6パーセント、9款環境性能割交付金は、13,241千円で、前年度に比べプラス100.9パーセントとなっております。10款地方特例交付金は、23,388千円で、前年度に比べ25,137千円減少し、マイナス51.8パーセントとなりました。これは、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る経費について、消費税率引上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置する子ども・子育て支援臨時交付金により補填されましたが、令和元年のみの措置であったことによるものです。

11款地方交付税は、2,181,327千円で、前年度に比べ359,341千円

増加し、プラス19.7パーセントとなりました。この増加の主な理由としましては、前年度の町民税の減少による基準財政収入額の減少に加え、需要額について増加したことによるものでございます。

15款国庫支出金は、2,975,691千円で、前年度に比べ2,317,589千円増加し、プラス352.2パーセントとなっております。これは、新型コロナウイルス感染拡大による住民の経済的影響に対応するための特別定額給付金給付事業費補助金や、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、また、感染症対策、事業継続への対応及び「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等へ対応するための新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等によるものです。

16款県支出金は、584,066千円で、前年度に比べ108,730千円減少し、マイナス15.7パーセントとなっております。これは、令和元年度事業の摩耶保育園園舎新築移転事業に対する保育所等整備事業費補助金の事業完了による減少があったことによるものであります。

18款寄附金は、401,815千円で、前年度に比べ287,770千円増加し、プラス252.3パーセントとなりました。これは、ふるさと納税に対する返礼品に、町内にて製造されている電動アシスト自転車の主要部品であるドライブユニットを搭載したPASを追加したことにより、ふるさと応援寄附金が増加したことによるものです。

19款繰入金は、352,086千円で、前年度に比べ173,912千円減少し、マイナス33.1パーセントとなりました。これは、財政調整基金繰入金及び公債費の増加に対応するための減債基金繰入金について、収入状況から一部を繰越金で対応することとし、繰入を取りやめたことによる減少等によるものであります。

22款町債は、877,839千円で、前年度に比べ228,555千円増加し、プラス35.2パーセントとなりました。これは、高度無線環境整備推進事業補助金（三倉・天方地区の光回線網整備）に係る辺地対策事業債、保健福祉センター、文化会館及び町道舗装の長寿命化に係る公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債及び新型コロナウイルス感染拡大の影響による減収に対応するための減収補てん債の

増加によるものであります。

次に自主財源についてであります。4ページ以降の表をご覧ください。

歳入における自主財源比率は37.4パーセントで、前年度より12.6ポイントの減となっております。これは、特別定額給付金に係る国庫支出金の増加によるものであります。主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は21.8パーセントとなり、前年度より7.1ポイントの減となっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。

説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費（小計の1～6）は、8,629,969千円で、構成比は80.5パーセントとなり、前年度に対し6.6ポイント上回っております。また、10の投資的経費は、873,055千円で、構成比は8.1パーセントとなり、前年度に対し4.0ポイント下回っております。経常的経費のうち、1の人件費は1,362,893千円で、前年度より166,901千円の増となっております。これは、令和2年度より会計年度任用職員制度が開始されたことに伴う増加であります。また、人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように20.5パーセントと、前年度の22.7パーセントを2.2ポイント下回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等の2の物件費は1,534,031千円で、前年度に比べ226,007千円の増、プラス17.3パーセントとなりました。増加の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費、施設修繕費や備品購入費、GIGAスクール構想の1人1台端末の整備に係る備品購入費、ふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと納税業務委託料等の増加によるものであります。

4の扶助費は、1,056,553千円で、前年度に比べ28,391千円増加し、プラス2.8パーセントとなりました。

5の補助費等は、3,717,122千円で、前年度に比べ2,052,837千円増加し、プラス123.3パーセントとなりました。これは、特別定額給付金や、子育て世帯への臨時特別給付金、森町体験の里新型コロナウイルス対応継続支援金、森町病院への新型コロナウイルス感染症対策操出金等によるものであります。

6の公債費は、828,140千円で、前年度に比べ21,500千円増加し、プラス2.7パーセントとなりました。投資的経費のうち、10の(1)普通建設事業費は811,505千円で、前年度に比べ143,627千円減少し、マイナス15.0パーセントとなっております。これは、令和元年度事業の摩耶保育園園舎新築整備事業費補助金や、幼稚園・小中学校空調施設工事が完了したことに伴う減少でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。説明資料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高については、2,910,846千円で、前年度に比べ32,487千円の増、プラス1.1パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、131,605千円減の1,856,578千円となっております。減債基金につきましては、公債費増加に備え、30,000千円の取り崩しを行っております。また、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税でいただきました寄附金の一部を積み立て、高度無線環境整備推進事業補助金(三倉・天方地区の光回線網整備)、新たな魅力創出発信事業、また、森第二公園複合遊具設置工事の財源として、21,630千円を取り崩しております。企業立地推進基金につきましては、49,693千円を取り崩す一方で、町有地売り払い金等を財源に7,868千円の積立を行っております。森林環境整備促進基金につきましては、森林環境譲与税譲与金の一部を財源に10,825千円の積立を行っております。経済変動対策貸付資金利子補給基金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を経済的に受けた町内企業が資金借入れを起こした

場合、町が利子の一部を3年間利子補給するための基金でございまして、地方創生臨時交付金と繰越金を財源として25,000千円の積立を行っております。その他の基金につきましても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ88,570千円増加し、8,828,410千円となっております。このうち臨時財政対策債は、4,184,151千円と前年度に比べ24,180千円減少しておりますが、この臨時財政対策債は、元金、利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は、11.6パーセントとなっており、前年度に比べプラス0.7ポイントとなっております。

なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません。充分健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「令和2年度森町一般会計歳入歳出決算」と、普通会計における各指標の概要でございます。

議 長 (中根幸男君) 説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

(午後 0時01分 ~ 午後 1時00分 休憩)

議 長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) それでは、特別会計の決算についてご説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

最初に、認定第2号「令和2年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

なお、特別会計につきましても読み上げは千円単位までとさせて

いただきます。

決算規模は、歳入総額2,029,723千円、歳出総額2,010,151千円となり、前年度に比べて歳入では11,743千円増加し、プラス0.6パーセント、歳出では29,396千円増加し、プラス1.5パーセントとなっております。歳入予算に対する歳入決算の比率は95.7パーセント、歳出予算に対する執行率は94.8パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額19,571千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。歳入歳出決算書5・6ページの、事項別明細書をご覧ください。

1款国民健康保険税は、438,741千円で、前年度に比べて8,886千円減少し、マイナス2.0パーセントとなっております。

7・8ページ、4款県支出金は、1,424,260千円で、前年度に比べて22,915千円増加し、プラス1.6パーセントとなっております。

6款繰入金は、102,722千円で、前年度に比べて3,775千円増加し、プラス3.8パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。13・14ページをご覧ください。

2款保険給付費は、1,379,577千円で、前年度に比べて18,545千円増加し、プラス1.4パーセントとなっております。なお、森町の1人当たりの年間医療費につきましては、一般被保険者が368,046円で、県平均の357,030円を11,016円上回り、県全体では9番目となっております。

17・18ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、594,329千円で、前年度に比べて16,047千円増加し、プラス2.8パーセントとなっております。

以上、認定第2号「令和2年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第3号「令和2年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、町内在住の75歳以上を

対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付を行なう静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。決算規模は、歳入総額224,535千円、歳出総額224,417千円となり、前年度に比べて歳入では6,135千円増加し、プラス2.8パーセント、歳出では6,384千円増加し、プラス2.9パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は99.1パーセント、歳出予算に対する執行率は99.1パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額117千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。歳入歳出決算書5・6ページの事項別明細書をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、174,883千円で、前年度に比べて7,667千円増加し、プラス4.6パーセントとなっております。

3款一般会計繰入金は、49,059千円で、前年度に比べて2,302千円増加し、プラス4.9パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。9・10ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、224,260千円で、前年度に比べて6,484千円増加し、プラス3.0パーセントで、歳出総額の99.9パーセントを占めています。

以上、認定第3号「令和2年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第4号「令和2年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額2,497,182千円、歳出総額2,336,125千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は102.9パーセントであり、歳出予算の執行率は96.3パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残高は161,057千円です。

それでは、歳入から申し上げます。決算事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款保険料は、519,417千円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

3 款国庫支出金526,593千円と、7・8ページの4款支払基金交付金547,540千円及び5款県支出金302,267千円につきましては、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業費交付金等でございます。

9・10ページ、7款繰入金は、371,205千円で、町からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金、低所得者保険料軽減繰入金及び基金繰入金でございます。

8 款繰越金は、212,333千円で、令和元年度からの繰越金でございます。

11・12ページ、10款諸収入は17,781千円で、介護予防サービス計画作成料等でございます。

続いて、歳出について申し上げます。15・16ページをご覧ください。

1 款総務費は、28,350千円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、要介護認定等の事務に係るものでございます。

2 款保険給付費は、1,962,125千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の84.0パーセントを占めております。

17・18ページ、3款地域支援事業費は120,432千円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等に係るものでございます。

23・24ページ、4款介護予防支援事業費は10,535千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものでございます。

5 款基金積立金100,011千円は、令和元年度の繰越金から令和元年度の介護給付費に関する国・社会保険診療報酬支払基金・県・町の負担金等の返還金等を除いた剰余金の100,000千円と、利息等11

千円を支払準備基金積み立てたものでございます。

7款諸支出金114,669千円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金でございます。

以上、認定第4号「令和2年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第5号「令和2年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度におきましては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務及び污水管渠の実施設計と築造工事を実施しました。歳入総額は665,988千円、歳出総額は609,320千円で、歳入歳出差引残額は56,668千円となります。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。決算書事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額19,128千円に対し、収入済額は18,113千円で、収入未済額は1,015千円となります。未済額の内容としましては、現年分が8件650千円、滞納繰越分が4件365千円でございます。

2款使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で調定額44,387千円に対し、収入済額は43,901千円で、不能欠損額が4千円、収入未済額が480千円でございます。不能欠損額の内容としましては、2名、2件で、いずれも平成28年度分の使用料について5年が経過したことによる債権の時効消滅によるものであります。

収入未済額の内容としましては、現年度分が17名35件で、124千円。滞納繰越分が29名77件で、356千円でございます。

3款国庫支出金は、151,600千円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で162,062千円、5款町債は、公共下水道整備事業債で218,700千円でございます。

7・8ページ、6款諸収入は、預金利子、雑入で合計10,748千円でございます。

7款繰越金は、前年度繰越金で61,302千円でございます。

続いて歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1款下水道事業費451,203千円のうち、主なものは9・10ページ、1項2目、下水道施設管理費の森町浄化センター維持管理業務委託料8,976千円、11・12ページ、2項1目、下水道建設事業費の污水管渠実施設計等業務委託料の当年度分12,448千円、污水管渠築造工事の当年度分342,919千円と、前年度から繰り越した委託料及び工事請負費で26,915千円でございます。

2款公債費は、町債元金償還金と利子償還金で158,116千円でございます。

以上が、令和2年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、令和3年3月末現在で2,931人に下水道を利用していただいております。約61.2パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいる所存でございます。

次に、認定第6号「令和2年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

本会計の歳入総額は2,775,536円、歳出総額は2,468,078円で、差引残額307,458円を翌年度に繰り越すものでございます。歳入の主なものは、給水戸数62戸分の使用料と繰越金でございます。歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「令和2年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は2,267,825円、歳出総額は1,960,319円で、差引残額307,506円を翌年度に繰り越すものでございます。歳入の主なものは、

給水戸数70戸分の使用料、一般会計繰入金、基金繰入金及び繰越金でございます。歳出は、一般管理費、財産管理費、公債費でございます。

次に、認定第8号「令和2年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は221,115円、歳出総額は178,991円で、差引残額42,124円を翌年度に繰り越すものでございます。歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料、繰越金及び基金繰入金でございます。歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も順調に運営する事ができました。今後におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなることが予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力してまいりたいと考えております。

以上、認定第1号から第8号まで一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (中根 幸男 君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。登壇願います。

代 表 (花嶋 勇 君) 監査委員の花嶋でございます。一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました「令和2年度森町一般会計歳入歳出決算」及び「令和2年度森町国民健康保険特別会計」他6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月の19日、21日、26日、28日の4日間、中根信一郎監査委員と共に審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠

書類との照合いたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び証拠書類は関係法令に準拠して作成をされておりました、違法、不適切あるいは係数の誤りは認められず、また、関係諸帳簿書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 (中根幸男 君) 日程第28、認定第9号「令和2年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第29、認定第10号「令和2年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根幸男 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただ今一括して上程されました、認定第9号及び第10号の各会計決算について説明を申し上げます。

最初に、認定第9号「令和2年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。まず、決算書付属資料の17ページをご覧ください。

令和2年度の業務状況でございますが、年度末給水人口は15,985人、給水戸数6,251戸、年間総配水量2,935,451立方メートル、年間有収水量2,325,129立方メートル、有収水量率79.21パーセントとなっています。これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では238人の減、給水戸数では38戸の増、年間総配水量では34,236立方メートルの増、年間有収水量は、18,418立方メートルの増となり、有収水量率は前年度と比較すると0.30ポイントの減でございます。

これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況でございますが、21ページから23ページをご覧ください。収益費用明細書でご説明申し上げます。

消費税を除いた収益合計は、前年度対比0.4パーセント減収の312,406千円、費用合計は前年度対比4.7パーセント減の288,443千円で、差引23,962千円の純利益が生じました。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、24ページをご覧ください。資本的収入及び支出明細書でご説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、企業債が141,400千円となりました。資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、町道森原田線外3路線配水管布設替工事外15件の工事請負費、企業債償還金等で、合計230,437千円を支出しました。この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「令和2年度森町水道事業会計の決算状況について」でございますが、今後も経営戦略に基づき、各施設の稼働率、管路更新率等を高め、有収水量の向上と経費の節減を図りつつ、現金の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全な水の安定供給と経営の健全化に努めてまいります。

次に、認定第10号「令和2年度森町病院事業会計決算認定について」説明申し上げます。まず、9ページをご覧ください。

付属資料の令和2年度事業報告であります。当年度は第4次経営改革プランの4年目であり、病棟の安定的運営、経費の適正化など経営の効率化と目標達成に向けて取り組んでまいりました。

病棟につきましては、平成28年3月に病棟再編により3つの病棟をそれぞれ機能別に分化し、1病棟を一般急性期病棟、2病棟を地域包括ケア病棟、3病棟を回復期リハビリテーション病棟としました。この3つの病棟を患者の病状と入院目的により機能させ、ベッ

ドコントロール会議を毎週行い、効率的な病棟運営に努めてまいりました。また、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟につきましては、リハビリテーションを充実させるなど、在宅復帰に向けた退院支援を強化してきました。しかしながら、令和2年度の入院患者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に入院する患者は減少し、前年度を下回る結果となりました。

外来診療につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院の患者数は減少しております。ここ数年、病院と森町家庭医療クリニックの機能分化が進み、森町家庭医療クリニックにつきましては、かかりつけ医としての認知度の向上、巡回診療の実施、妊婦検診等の取組により年々患者数は増加傾向でございましたが、令和2年度は前年度を下回る結果となりました。

在宅医療につきましては、在宅医療支援室の在宅医療コーディネーターが中心となって運営し、多職種での情報共有を目的とした在宅医療・介護連携情報システムの活用に引き続き取り組み、訪問診療件数は、病院から家庭医療クリニックにシフトしたことにより病院の件数は減少したものの、全体としては前年度を上回ることができました。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、この地域の安心安全のため、令和2年5月に帰国者・接触者外来を開設し、感染症への検査・診療体制の充実を図るとともに、令和3年2月から感染症患者を受け入れるための病床を確保しました。

それでは、令和2年度の患者動向及び収支状況について申し上げます。15・16ページをご覧ください。

まず患者の動向であります。入院患者数は年間延べ数で36,423人となり、対前年度比では4,606人の減、率で11.2パーセント減少しております。一日平均では99.8人で、対前年度比12.3人減少し、病床利用率は対前年度を9.4ポイント下回る76.2パーセントとなり

ました。外来患者数は76,404人となり、対前年度比では4,905人の減、率で6.0パーセントの減少となりました。

次に収支状況であります。これからの説明の金額は千円単位までの読み上げとさせていただきます。第3条予算の収益的収入及び支出の状況であります。20ページから23ページをご覧ください。収益費用明細書でご説明申し上げます。

収入の病院事業収益は2,877,572千円で、前年度に対し28,820千円増加し、伸び率ではプラス1.0パーセントとなりました。このうち、医業収益は2,301,379千円で、前年度に対し165,951千円減少し、伸び率はマイナス6.7パーセントとなりました。医業収益の内訳では、入院収益が1,401,826千円で対前年度131,767千円減少し、伸び率はマイナス8.6パーセントとなりました。また、外来収益は735,668千円で、対前年度34,824千円減少し、伸び率はマイナス4.5パーセントとなりました。医業外収益は515,802千円で、対前年度140,950千円増加し、伸び率はプラス37.6パーセントとなりました。増加の原因は、他会計負担金、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が増加したことによります。

次に、支出の病院事業費用は2,876,907千円で、対前年度90,269千円増加し、伸び率はプラス3.2パーセントとなりました。このうち、医業費用は2,672,333千円で、対前年度32,059千円増加し、伸び率はプラス1.2パーセントであります。

この結果、決算書5ページの経常利益は、10,392千円の計上となりました。これは給与費、経費等が増加した一方で、医業外収益の他会計負担金、新型コロナウイルス感染症に係る補助金等が増加したことによるものであります。なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は、665千円の計上となりました。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出の状況であります。24ページをご覧ください。資本的収入及び支出の明細書でご説明申し上げます。先に下段、資本的支出から説明いたします。

総額は501,707千円で、建設改良費として223,569千円を執行いた

しました。その主な内訳として、昇降機の改修、自動血液算定装置、血液凝固装置、電子カルテシステム、病院・家庭医療クリニック用車両等を購入したものです。また、企業債償還金は、278,138千円となりました。

次に上段、資本的収入は、資本的支出に伴い算出された一般会計出資金として240,217千円を繰り入れ、建設改良費の財源としての企業債で168,800千円、新型コロナウイルス感染症に係る補助金として国庫補助金905千円、県補助金1,466千円など、補助金全体としては4,703千円を収入としました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (中根 幸男 君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。登壇願います。

代 表 (花嶋 勇 君) 企業会計の決算審査について申し上げます。

監査委員 地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました「令和2年度森町水道事業会計決算」及び「令和2年度森町病院事業会計決算」につきまして、去る6月28日、中根信一郎監査委員と共に審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、両事業会計の決算書、附属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうかには主眼をおき、会計帳簿、証拠書類との照合、点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」

議 長

として提出をしてございますので、よろしくお願いをいたします。
以上でございます。

(中根 幸男 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月7日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑並び
に委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

(午後 1時43分 散会)